ドラマティック日本史第 5 弾

「明治初期の京都②　神仏分離と廃仏毀釈」



講師：山村　純也先生
日時：10 月 12 日(月)10:00～11:40
場所　茨木市クリエイトセンター会議室
講義の概要

１．神仏習合

神仏習合とは日本古来の神と外来宗教である仏教を結び付けた信仰のこと。すでに奈良時代から寺院に神が祀られたり、神社に神宮寺が立てられたりしていたが、平安時代頃からは本格的な本地垂迹説が流行し、両部神道などが成立した。
以来、明治期まで 1000 年もの間神仏習合の状態が続いた。

＊本地垂迹説（ほんちすいじゃくせつ）
仏教が興隆した時代に発生した神仏習合思想の一つで、日本の八百万の神は、実は様々な仏が化身として日本の地に現れた権現（ごんげん）であるとする考え（天照大神は大日如来、伊弉諾尊は釈迦如来、伊弉冉尊は千手観音、素戔嗚尊は牛頭天王など）。

２．神仏分離と廃仏毀釈

①　神仏分離令
明治新政府は、明治元年（1868 年）に天皇中心の国家を推し進めるために「国家神道」を唱えて、神道と仏教を完全に分離する「神仏分離令」を発令した。神社と寺院は分離してそれぞれ独立させ、神社に奉仕していた僧侶には還俗を命じたほか、神道の神に仏具を供えることや、「ご神体」を仏像にすることも禁じた。（ただし、廃仏毀釈は命令していない。）

②　廃仏毀釈（「仏法を廃止し、釈迦の教えを棄却する。」の意）



祭政一致をスローガンとする政府の神道国教化政策
・神仏分離令の政策によって、世の中に神道を重んじて仏教を排斥する風潮が高まり、廃仏毀釈の運動が全国に広がった。
・神社敷地内の神宮寺の取り壊し
・寺院の宝物の破却・接収・転売など甚大な被害発生
廃仏毀釈が徹底された薩摩藩では、藩内約 1600 の寺院は全廃、2966 人の僧侶は全員還俗させられ、本尊、仁王像の廃却、経典や仏画の焼却が繰り広げられた。一説には全国の約半数の寺院が被害を受けたといわれている。
また、この時期に寺院の貴重な美術品なども数多く海外に流失した。

３．その他

神明神社など 11 の神社系統、吉田神道、上知令（境内地以外の寺社領没収)、男山四十八坊の今昔など興味深い講義があった。



（講座風景）

（記録作成者　5 班広報委員 藤川宗昭）